

「DX人材育成事業」 委託業務説明書

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 委託業務名

「DX 人材育成事業」

2 業務目的

少子高齢化、新型コロナウイルス感染症による社会・経済の構造変化に加え、原油・原材料高といった厳しい経済状況を乗り切るため、各企業において DX 推進の必要性が高まっている。

本事業では、市内中小企業等において DX の推進役となるデジタル技術を有する人材を育成することで、ビジネスモデル転換や生産性の向上による企業の成長促進を図ることを目的とする。

3 履行場所

横浜市内

研修開催場所に関しては、横浜市スタートアップ成長支援拠点「YOXO BOX」（定員 50 名程度）を無償利用することを基本とし、より効果的な場所や手法がある場合は提案すること。

4 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

5 業務内容

(1) 参加対象者の属性等の設定

DX 推進に必要なスキルを学び自社のビジネスモデル転換や生産性の向上を目指す市内中小企業等（中堅企業等を含む）の社内人材をメインターゲットとする。

なお、提案においては、上記及び 2 の事業目的を踏まえて、ビジネスモデル転換や生産性の向上等に対する課題が大きく、その課題解決による効果が高い特定の属性（業種、職種等）を設定すること。

〈業種や職種の例〉

業種に関して、製造業であれば、電機・精密、食料品、繊維等、非製造業であれば建設、物流・倉庫、飲食・宿泊等

職種に関して、事業開発、マーケティング、広報、生産、営業等

なお、参加者は市内在勤の者を対象とすることを原則とする。

(2) 参加者募集・選定

本事業に関するチラシやウェブサイト等を整備するとともに、(1)で設定した業種・職種等の関係団体等に対して積極的に広報を行い、6事業の目標に達する参加者確保につなげること。

なお、ウェブサイトの作成にあたっては9 ウェブサイトの作成の内容に留意すること。

受託者の定める定員を大きく超過する場合は、申請書等提出情報を参考に、一定の条件を設け、横浜市と協議の上、受託者にて選定する。

(3) 人材育成研修等の実施（5回以上/各回2時間程度）

(1)で設定した対象者に対し、5回以上の連続講座形式の研修を実施すること。

なお、各回の構成については、以下のア・イの要素を盛り込んだものとし、ア・イの要素それぞれで1回を構成しても、ア及びイを組合せて1回を構成しても良いものとし、(1)で設定した対象者にとって効果的であると考えられる構成を提案すること。また、各回の講師は、それぞれの内容について十分な知見やノウハウを有する者とする。

ア DX 推進に関する基礎知識

(ア) DX の基本…定義、DX の必要性

(イ) DX の事例紹介…ビジネスモデル転換や生産性の向上に挑戦した企業等の事例

(ロ) 企業における DX の進め方…業務プロセスやビジネスモデルにおける課題発見、解決策の開発と運用（社員による実施、市販ソリューションの導入、外注等）、組織内での役割分担・調整方法

(ハ) デジタル技術活用に関する学習…AI、RPA、プログラミング、データサイエンス、サイバーセキュリティといった DX 推進において必要性の高い知識

イ 新たな製品・サービスに関する体験会

(1)で設定した対象者が DX を推進する際に有効となる新たな製品・サービス(※)の導入効果や導入のポイントを学べるものとし、製品・サービスを実際に体験することや参加者同士での意見交換、当該製品・サービスの開発企業等（以下、提供企業）からのプレゼン等で構成する。

なお、提供企業との調整は受託者において実施することとし、同種の内容において複数社用意することを原則とするとともに、市内事業者特に市内スタートアップを含めることに配慮すること。

また、実施にあたって、企業等からの製品・サービスの提供を受ける場合は事故や第三者への損害が生じないように対策するとともに、諸事故や第三者への損害が

生じた場合に備えること。

※ChatGPT 等生成 AI 関連サービスや、施工現場管理アプリ、画像解析アプリ、見積自動化サービスといった SaaS 等

(4) アンケートの実施

参加者に対しアンケートを実施し、集約すること。なお、アンケート内容については 7 成果物(2)に記載のとおり、委託者と協議するものとする。

(5) 問い合わせ・相談対応

- ・受託者は、本事業の履行期間中、本事業に関する問い合わせや参加者からの相談に対応するための窓口を設置すること（電話及び電子メール等）。なお、既存の窓口と併用する場合は、周知の際に専用窓口ではない旨を明記するなど、問合せした者に不都合のないようにすること。
- ・問い合わせや相談に対しては、速やかに対応すること。
- ・参加者から自社の DX 化に関する相談等があった場合には、適切な事業者や、本市や他の支援者が実施している支援者等へのつなぎやフォロー等の支援を実施すること。

(6) その他、本市施策と連携する業務等

本事業実施にあたり、本市経済局が実施する施策と積極的な連携を行うこと。

6 本事業の目標

本業務の履行にあたっては、事業目標をつぎのとおり定めることとし、受託者は目標の達成に向けた努力をしなければならない。ただし、目標の達成の可否は、本事業の履行の評価には連動しない。

事業目標：参加者数 20 名以上

7 成果物

(1) 提出物

- ・報告書（紙に印刷し、簡易製本等したもの）… 1 式
- ・報告書（pdf 等の電子データを DVD ディスク等に記録したもの）… 1 式
- ・その他業務関連資料（電子データ及び紙データ）… 1 式

(2) 記載事項

- ・報告書には、必要事項を横浜市と協議のうえ、事業実績のほか、参加者等へのアンケート等に基づいた事業の効果及び分析等をまとめること。

(3) その他

- ・上記のほか、横浜市が必要と認める場合には、運營業務の状況報告等の求めに

応じること。

8 条件・仕様など

(1) 参考見積書の内訳

業務価格を上限 600 万円 (税込) として作成すること。事業費等の金額の内訳は、提案する事業内容によるものとする。

9 ウェブサイトの作成

5 (2) 等においてウェブサイトを作成する場合は、以下のとおりとすること。

- (1) 新たにウェブサイトを作成する場合で、横浜市のサブドメインの使用を希望する場合は、ウェブサイト作成の 90 日前までに横浜市に申し出ること。横浜市がサブドメインの取得に必要な申請を行う場合には、横浜市からの連絡を受けて、所定の申請書の記載、情報提供等について速やかに対応すること。
- (2) 新たなウェブサイト作成にあたっては、HTTPS 化による通信の暗号化を実施する等サイバーセキュリティに十分な対策を講じること。ただし、既存のウェブサイト等を利用する場合も、サイバーセキュリティに十分な対策を講じること。

10 守秘義務及び個人情報の保護等

- (1) 受託者は、業務実施上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって自ら利用または他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、次の点を遵守する。
 - ・横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、電子計算機等処理による情報の取り扱いについては、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守する。
 - ・委託者より提供される「個人情報保護研修」資料に基づき、関係者の研修を実施する。
- (3) 受託者は、本事業実施にあたり、製品・サービスの提供企業等から秘密保持契約等を求められた場合は、必要に応じて契約を締結することとする。
- (4) 受託者は、公共事業の受託者として、特定の事業者・団体等に偏ることなく、中立・公正な立場から本業務の履行にあたること。
- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、不当に、第三者より利益の供与を受け、又は利益の供与を求めてはならない。また、受託者は、第三者に対し、不当に、利益・便宜を供与してはならない。

11 知的財産権の取扱い等

- (1) 本事業の成果物 (7 の成果物)、本事業によって得られた情報や作成物に係る知的財産権 (著作権法 27 条及び 28 条に定める権利を含む。) は横浜市に帰属するものとし、受託者は横浜市に対して著作者人格権を行使しないこととする。ただし、5 (6) のウェブサイト等に掲載したコンテンツに関して、受託者の既存のウェブサイ

ト等に掲載したコンテンツについては、横浜市及び受託者の両者に帰属するものとする。

(2) 受託者は、本事業の委託費を財産の取得にあたる経費に用いてはならない。

12 実施体制

(1) 受託者は、契約締結後 15 日以内に本事業の実施体制及びスケジュールを作成し、市の承認を得ること。あわせて、本事業に従事する者の構成（責任者を明記）及び勤務形態等を記した名簿を提出すること。

(2) 実施にあたっては、イベントやセミナー運営に係る調整業務の実績や知見、ノウハウを有する人材を配置すること。

13 損害賠償

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

14 委託料の支払い

委託料は、業務報告書及び委託完了届出書の受領後、横浜市で検査確認した後支払うものとする。

15 その他

(1) 当該業務は、横浜市契約規則、「DX 人材育成事業」契約によるほか、当該契約書中の仕様書に基づき実施すること。

(2) 委託業務における資料・根拠等はすべて明確にしておかねばならない。

(3) 受託者は、常に横浜市と密接な連携を図り、横浜市の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。

(4) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、及び業務上重要な事項の選定については、あらかじめ横浜市と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。

(5) 当該契約書中の仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、横浜市と協議して定めること。

(6) 全ての関係書類は、本業務終了後、5年間保存すること。また、本業務終了後5年以内に、本市・他の行政機関等が行う会計検査等の実施があった際には証拠書類の提出や調査に協力すること。

(7) 本事業の一部を契約者以外の第三者に委託する場合には、書面により委託者の承諾を得ること。

(8) 受託者は、公共事業の受託者として、特定の事業者・団体等に偏ることなく、中立・公正な立場から本業務の履行にあたること。